

## 地球温暖化対策推進部会の設置について

環境審議会では、専門的調査や研究を要する事項について、効率よく審議を進めるため、環境基本条例施行規則第 24 条の規定に基づき、部会を設置し、検討することとしています。

この度、明石市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定に関する審議を行うため、新たに「地球温暖化対策推進部会」を設置する予定です。

### ■地球温暖化対策推進部会の分掌

分掌事務	脱炭素社会の形成に関する事項
主な審議内容	明石市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に関すること

### ■部会委員

- ・環境基本条例施行規則第 24 条 2 項の規定に基づき、会長の指名する審議会の委員により構成

### ■その他

- ・より専門的な見地から意見をいただくため、関係者（※）として温暖化対策分野の有識者、事業者に部会へ参画をいただく予定 ※明石市環境審議会運営要領第 10 条

名 前	所 属
増原 直樹	兵庫県立大学環境人間学部准教授
豊田 陽介	NPO 法人気候ネットワーク上席研究員
エネルギー事業者、地域事業者等	